

健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律では、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、町監査委員の審査を受け、その意見をつけて町議会に報告するとともに、町民の皆さんにこれらの比率を公表することが義務付けられております。公表となる比率は、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率 の 4 指標）と資金不足比率です。

平成 20 年度決算からは、健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には経営健全化計画、また、財政再生基準以上となった場合には財政再生計画を定めなければならないことになっています。

平成 22 年度決算に基づき算定された岩舟町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり、すべて基準を下回っております。しかし、依然として厳しい財政事情であることから、引き続き行財政改革を進め財政の健全化に取り組んで参ります。

(※各比率の意味は用語の解説をご参照ください。)

○ 健全化判断比率

指 標		年度	岩 舟 町	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	22 年度	—	15.00 %	20.00 %
		21 年度	—		
		20 年度	—		
	②連結実質赤字比率	22 年度	—	20.00 %	35.00 %
		21 年度	—		
		20 年度	—		
	③実質公債費比率	22 年度	10.9 %	25.00 %	35.00 %
		21 年度	11.3 %		
		20 年度	11.4 %		
	④将来負担比率	22 年度	62.4 %	350.00 %	
		21 年度	66.6 %		
		20 年度	80.3 %		

※ 実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「—（該当なし）」で表示しています。

○ 資金不足比率

公 営 企 業		年度	岩 舟 町	経営健全化基準
⑤ 資 金 不 足 比 率	水道事業会計	22年度	—	20.0 %
		21年度	—	
		20年度	—	
	下水道事業会計	22年度	—	20.0 %
		21年度	—	
		20年度	—	

※ 資金不足とならなかった会計は「—（該当なし）」で表示しています。

○ 議会報告日 平成 23 年 9 月 12 日 第 6 回 岩 舟 町 議 会 定 例 会

用語解説

- 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。15%以上で早期健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。
- 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）
全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。20%以上で早期健全化団体に、35%以上で財政再生団体となります。
- 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）
一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出し金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。25%以上になると早期健全化団体、35%以上になると財政再生団体となります。
- 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）
地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で早期健全化団体となります。
- 資金不足比率（しきんふそくひりつ）
公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。
- 標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）
自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。